

『大日本水産會報』における 鯨・捕鯨関連記事(2)

——明治27年(1894)から30年(1897)まで——

森 田 勝 昭

0. はじめに

『大日本會報(告)』における鯨・捕鯨関連記事(1) (甲南女子大学研究紀要 第34号, 1998)において, 明治15年(1882)から明治26年(1893)の間に『大日本水産會(報)』(以下『大水報』とする)誌上に取上げられた捕鯨及び海獣猟関係記事を紹介した。この報告はそれに続くもので, 時期的には明治27年(1894)から明治30年(1897)の4年間を対象とする。前回に比べ期間は短い, 捕鯨及び海獣猟にとって極めて重要な時期であり, 記事数はほぼ前回に匹敵する。

『大日本會報(告)』における鯨・捕鯨関連記事(1)では, その時期の捕鯨及び海獣猟関連記事を大きく, (1)日本沿岸捕鯨の実態報告, (2)捕鯨組織の近代化への模索(組織の改名, 改組, 株式会社化など), (3)鯨類資源・海獣資源開発と商品化, あるいは利用を促進するための情報, (4)捕鯨技術の革新情報(独自開発と技術輸入), (5)外国捕鯨船および外国海獣猟船情報, (6)近代的捕鯨産業創出に向けてのイデオロギー操作に, 分類した。今回も前回報告分同様の記事が引き続き掲載されるが, 新しい内容の記事も加わっている。

日本による近代的捕鯨活動は1900年代初頭に本格化するが, 今回の報告対象時期はそのための準備期であり, とりわけ水産関係者によって捕鯨・海

獣猟を实行するための現実的なプログラムが試され、実用的捕獲試験や捕鯨場・猟場の開発という動きが活発化している。技術的には独自技術開発路線を放棄してノルウエー等からの先進技術移入へと方向転換し、漁場も旧来の鯨組が活動のベースにしていた日本列島沿岸域を離れて、太平洋、オホーツク海、日本海、朝鮮半島海域、小笠原海域へと広がる傾向を示し始めている。こうして本格的な近代捕鯨開始に向う圧力が大きくなってきた結果、(7)技術移入にむけたヨーロッパ・アメリカ式捕鯨技術による試験操業結果報告、および、太平洋、オホーツク海、日本海、朝鮮半島海域、小笠原海域における鯨類資源情報、(8)北西太平洋および千島海域におけるオットセイを中心とする海獣猟試験操業報告と資源情報などが、新たなトピックスとして登場している。

1. 東アジアにおける鯨類資源開発の動向

この時期は世界の鯨・海獣猟活動にとって大きなターニングポイントといつてよい。1860年代に登場し1880~90年代にピークを迎え、90年代の自由競争時代を経て1904年のノルウエー沿岸での大型捕鯨禁止に至る間、ノルウエー式捕鯨技術はその圧倒的な効率で捕鯨産業界を席捲し、砲手をはじめとする捕獲技術者と操船技術者の移動という形をとりつつ、世界各地への広がりを見せる。ロシアでは、1870年に日本海に進出し早くも日本への鯨肉輸出を手がけた Otto V. Lindholm による「Helsingfors 捕鯨会社」(1861年設立)のあとを追って、Akim Grigorevitch Dydymov がノルウエー式捕鯨法を採用し、オスロでキャッチャーボートを発注している(1887年)。Dydymov はノルウエー式捕鯨技術開発者 Svend Foyn の親戚2名を船長および航海士として乗組ませ、ウラジオストックで操業を開始して数ヶ月で捕鯨範囲を朝鮮半島まで広げている(1889年)。1890年(M23)冬、Dydymov の捕鯨は捕鯨船遭難を機に終わりを告げる。その後いくつかの捕鯨試行が失敗に終わった後、ロシアによる東アジア捕鯨で最も成功した H. H. Kejzerling の「ロ

シア太平洋捕鯨会社」が登場する。ここで J. N. Tonnessen & A. O. Johnsen に拠りながら、簡単に H. H. Keizerling の捕鯨活動を見ておこう。

海軍出身の H. H. Keizerling は、ノルウエーの捕鯨会社に勤務してアイスランド海域での捕鯨に従事しながら、その詳細に関しては秘密扱いだっただのノルウエー式捕鯨技術を習得したという。ロシア政府に捕鯨計画を提出し承認され、貸付金と 25 年間の期限付きでシベリア海域捕鯨権を取得後、ノルウエー製のキャッチャー 2 隻で操業を始めている (1895 年 【M 28】)。この捕鯨は政府助成金支給の見返りに、東アジア海域の地理、社会、政治状況に関する情報を提供するという極めて軍事色の濃いものだったらしい。捕鯨船団には、後に日本の「東洋捕鯨株式会社」を経たあと南極海域での遠洋捕鯨業確立に功績のあったノルウエー人砲手 Hendrik G. Melson が乗組んでいた。この船団の船長はロシア人だったが単純労働は中国人あるいは朝鮮半島出身者が担った (Tonnessen, J. N. & A. O. Johnsen 1982)。

H. H. Keizerling の捕鯨活動は 1904 年のいわゆる「日露戦争」で実質的に停止し、殆んど船が日本に拿捕され、当事、既に朝鮮半島東海域で操業を開始していた日本の捕鯨会社に払い下げられている。ただ、この間 H. H. Keizerling の捕鯨会社は、ウラジオストックだけではなく、長崎、慶尚南道の蔚山などを基地として活動を展開しながら、東アジア海域のナガスクジラ資源の可能性を証明し、また 1899 年には大型蒸気機関船の捕鯨母船を導入して現代捕鯨への道を開いている。1895 年から 1903 年までの年平均捕獲頭数は 110 頭で鯨肉は全て長崎へ輸出された。

日本ではこの捕鯨活動を大きな衝撃として捉え、水産関係者が様々な形で反応を示している。例えば、『大水報』において H. H. Keizerling の捕鯨の実体が最初に紹介されるのは「朝鮮沿海露國汽船捕鯨概況」(179 号, 1900 年 5 月; 以下, 179/1900/05 と表記する) である。これは官報 4132 号 (明治 40 年 4 月 15 日) の抄録だが、2 隻の捕鯨船名、平均捕獲頭数、乗組員給与、参考としてノルウエー式捕鯨を実行するための装備および捕鯨船をノルウエーで調達し長崎まで回航させる費用まで概算している。また、鳥巢京一によ

れば、日本側には1894年(M27)からのロシア捕鯨船長崎入港記録があり、鯨肉の輸入は1896年(M29)からの記録がある(鳥巢 1993)。ただ、前回の報告でも取り上げたが、Dydymovは、1890年(M23)にその活動を停止しするまでに鯨肉製品を長崎へ送り込んでいたらしい。この鯨肉流入は衝撃的な事態と受け止められ、『大水報』が取上げている(111/1891/07)。今回報告分では、ロシアの捕鯨船団が長崎を根拠地に活動を展開し、「六拾餘萬斤」の鯨肉が流入しているという報告がある(177/1897/03)。このロシア製鯨肉は、日本の捕鯨会社起業の導火線となるのだが、その過程は、実は、東アジア海域のナガスクジラという未開発資源開発の流れの中に位置づけることが出来る。

クジラ類は大きく分けて摂餌器官の鬚を持つヒゲクジラ類と歯を持つハクジラ類に分かれ、前者は10種、後者は約65種に分類される。ハクジラで最大のものがマッコウクジラで、イルカ類は全てこのグループに分類される。ヒゲクジラ類は大きくセミクジラ類とナガスクジラ類に分かれ、後者には大きさの順に、シロナガス、ナガス、イワシ、ザトウ、ニタリ、ミンクなどがある。北西九州では江戸時代からナガスクジラ捕獲の実績があるが、一般的には遊泳スピードが速く、捕殺後は沈下するので、ヨーロッパ・アメリカ帆船捕鯨では捕獲対象外種だった。ノルウエー式捕鯨法は沈下する鯨体を確保する方法を確立し、また新たな鯨油処理方法が一時期後退したかにみえた鯨油需要を再びよみがえらせた結果、19世紀後半から20世紀にかけてナガスクジラ資源開発が捕鯨産業全体の目標となっている。この波はヨーロッパ北海海域から南氷洋へと広がりを見せ、東アジアの未開発資源もその波に飲み込まれてゆく(森田 1994)。今回の調査時期はまさにその時期と一致する。こうした海洋資源開発の新しい動きは、オットセイを中心とする海獣猟でも見られた。

2. 東アジアにおける海獣猟資源開発をめぐる動き

ベーリング海のキタオットセイを代表とする海獣は先住民の重要な生活資源だったが、18世紀末からロシア、アメリカ、イギリス等の勢力による捕獲活動の波にさらされている。ロシアは数度にわたる布告でこの海域の海獣資源独占を図り、1867年のアメリカへのアラスカ譲渡以降はアメリカ側が領海権を根拠に海獣、とりわけキタオットセイの独占的管理権を主張した。

ロシアによるアラスカ譲渡以降アメリカ領となったプリビロフ諸島 (Pribilof Islands) は、キタオットセイの最重要猟場のひとつであり、推定によれば1786年から1867年までの約80年間に、250万頭が捕獲されている。アメリカはこの島の領海はもちろんだが、公海上を移動中のキタオットセイに対しても「所有権」を主張した。この海域で海獣猟を展開していた諸勢力は、「領海と公海」そして「公海の野生生物とその利用」をめぐる法的論争を繰り広げ、1893年 (M 26) アメリカとカナダの間で調停が成立している (Paris Tribunal of Arbitration for the Protection and Preservation of the Fur Seal)。

調停案によれば公海上の「所有権」は否定されたが、その代わりに、現在でも捕鯨その他の漁業管理の常識的方策となっている種々の規制が設けられた。例えば、禁猟区の設定、公海上での猟区・猟期設定、使用船舶の制限、当該国による免許制、操業中の旗掲揚義務、捕獲記録の義務化、記録の国際的な交換、装備の規格化、乗組員の条件設定などである (Birnie 1979)。ただ、この調停はアメリカ・カナダ以外の猟船には適応されず、またアメリカ船やカナダ船自体も調停による規制を逃れるため、名目上の船籍を日本をはじめとする外国に移して操業を続けた。その結果濫獲は続き、資源量が極端に減少した。1911年にロシアおよび日本を含めた4カ国でアザラシ・アシカ類に関する最初の保護条約「北太平洋オットセイ条約」 (North Pacific Fur Seal Convention) が締結されてようやく、オットセイの商業的捕獲全面禁止

が実行される。

Paris Tribunal of Arbitration の形骸化と濫獲の結果、アメリカとイギリスは北太平洋海域のオットセイ資源調査実施計画を策定して、1896～97年(M 29～30)に調査船 Albatross 号を派遣し、1898年には調査報告書を刊行している(Jordan 1898)。調査活動の主要目的はプロビロフ諸島のオットセイ資源情報収集だったが、同時に東アジアの系群の資源調査もその目的に含まれており、保護の対象にせよ捕獲対象にせよ、千島列島や日本列島を含む海域のオットセイ資源にも注目が集まりつつあったことを示している。1898年、Albatross 号は千島列島海域を調査しながら日本列島を南下し、函館、横浜、東京に寄港して「アジア海域の遠洋オットセイ猟情報」を収集した。報告書の第4部はその報告に宛てられている(Jordan 1898)。つまり今回の報告時期はアメリカ・カナダあるいはイギリスのオットセイ猟勢力がそのターゲットをベーリング海から東アジアへシフトさせる重要な時期に当たっている。そして日本でもこの動きに呼応し、外国猟船情報収集および、独自の千島あるいは日本列島沖合い太平洋上のオットセイ資源調査活発化する。この時期、こうした捕鯨・海獣猟調査活動の中心にあったのが「水産調査所」である。

3. 「水産調査所」と試験的捕鯨操業結果報告および鯨類資源情報

1880年代の不況による財政緊縮化の過程で、1890年(M 23)に農商務省水産局が農務局水産課に格下げされた。水産行政の後退に危機感を抱いた水産関係者の圧力の結果、その埋め合わせとして「水産調査所費」が認められ、1893年(M 26)に「水産調査所」と調査審議機関の「水産調査委員会」が設置される。水産調査所と水産調査委員会はとりわけ捕鯨と海獣猟の分野で極めて活発な活動を展開した。「水産調査所」は1897年(M 30)の水産局復活を待って翌1898年(M 31)に廃止されている。この「水産調査所」と「水産調査委員会」の二機関は、水産行政後退の時期にありながら、世界

の捕鯨・海獣猟再編成の動きの中で、捕鯨産業や海獣猟業にとって重要な成果と情報をもたらした。この活動の結果はやがて、法律としては未成熟のものであったが、日本の捕鯨や海獣猟にとってはエポックを画す「遠洋漁業奨励法」の制定へと受け継がれてゆく（1898年（M31））。『大水報』はこの間の水産調査所の活動を詳細に報告している。

「明治二十六年度ノ水産事業」（139/1894/01）では關澤明清に委託（水産調査所の調査は全て外部の研究者や民間組織に委託された）した伊豆および金華山沖合いの捕鯨試験報告、および、帝国水産に委託したラッコ猟報告、「關澤氏の捕鯨業」（144/1894/06）では金華山沖のマッコウ捕鯨と伊豆大島沖合いのツチクジラ捕鯨、「臘肭獸獵」（144/1894/06）では帝国水産の金華山沖のオットセイ猟、さらに「金華山沖抹香鯨獵試験の實況」（149/1894/11）では關澤の長壽丸による捕鯨の解説、「日本鯨獵株式会社の漁業試験」（150/1894/12）では日本海でのナガス、ザトウ捕鯨の調査、「二十七年度の水産事業」（151/1895/01）では捕鯨・オットセイ猟・ラッコ猟の調査結果、「千島各島海獣の状況」（152/1895/02）、「抹香捕鯨獵向來の見込」（161/1895/11）などが続く。

「水産調査所」はこれら調査結果詳細をそれぞれ、『明治二十七年度水産調査所事業報告』（1895）、『明治二十八年度水産調査所事業報告』（1896）、『臘肭獸獵調査報告』（1894）のタイトルで刊行している。これら報告書には、関係者の将来計画の全体像、当事の捕獲技術の詳細やその水準、断片的ながら捕鯨場や資源状況に関する情報、あるいは外国捕鯨船・海獣猟船情報、さらに海獣の生態に関する情報などが記され、捕鯨・海獣猟実現直前の緊迫した状況を窺い知ることが出来る。水産行政の後退期にそれを補う形で発足した職員二名の「水産調査所」ではあったが、極めて豊かな調査報告群を生産し、それはまた現在、捕鯨産業登場前夜の状況を知る貴重な資料ともなっている。

さらにこの時期には捕鯨・海獣猟に関心を寄せ、こうした調査に関係した人々がさまざまな著作を刊行している。例えば『朝鮮近海漁業ニ關スル演

説』(關澤 1893),『朝鮮通漁事情』(關澤,竹中 1893)『朝鮮近海漁業視察概況』(關澤 1894)などは朝鮮半島海域の鯨類資源と捕鯨活動状況報告であり,『海獸獵業方策』(高瀬 1895)は千島海域における外国船籍獵船情報並びにオットセイ・ラッコ獵業推進のための情報,多少時期は下るが,『膾膾獸獵組織改良方策』(角 1903)は現実に操業を始めた日本の海獸獵業者からの提案である。捕鯨ではこの間の試行錯誤の結果,最終的にノルウエー式捕鯨法が最良の技術として浮上し,『捕鯨志』(大日本水産會 1896)では欧米各国捕鯨沿革に並んでノルウエー式捕鯨記事が簡単に紹介され,『捕鯨新論』(見島 1988)で初めて,操業を前提とした本格的なノルウエー式捕鯨法の記述が登場する。

こうした内外の動きの結果,海獸獵では正式に免許制が実施され[「膾膾獸獵に關する布令」(163/1896/01)],1896年(M29)には帝国水産(4隻),辻快三(2隻),水上助三郎(1隻),小松駒二郎(1隻),青木孝(1隻)が操業を行っている[「内國膾膾獸獵船」(166/1896/04)]。朝鮮半島海域では日本漁業資本による捕鯨が試みられ,關澤明清の指導を受けた捕鯨会社がボムランスを使用するアメリカ式捕鯨を実行している[「水産彙報・朝鮮海の捕鯨業」(154/1895/03)]。そしてついに1897年,ノルウエー式捕鯨法を採用した長崎の「遠洋砲殺捕鯨組合」(あるいは長崎遠洋捕鯨株式會社)が,ノルウエー人砲手を雇用して操業を準備する段階までにまでに至る[「遠洋捕鯨」(182/1897/08)]。こうした動きを更に奨励するために「遠洋漁業奨勵法」制定の議論がなされ,1898年(M31年施行)にむけた布石が打たれたのもこの時期である[「遠洋漁業奨勵法の公布」(178/1897/04),「遠洋漁業法案の討議」(178/1897/04),「遠洋漁業實施の方法」(181/1897/07),「遠洋漁業船舶裝規定並遠洋漁業奨勵施行細則」(181/1897/07)]。こうして準備期間を終えた日本の捕鯨・海獸獵は,1900年代には従来の技術的制約や資源情報はるかに越えて急激な展開と発展を見せることになる。

4. 『大日本水産會報』における鯨・捕鯨関連記事(2)

—明治 27 年 (1894) から 30 年 (1897) まで—

号数	年月日	見出し	註
139	27/01	・明治二十六年度ノ水産事業	・水産調査書の捕鯨試験 (伊豆および金華山沖) ・帝国水産ラッコ猟 ・外国密猟船情報 (M 14~20 までの猟船数) ・海外への出漁状況 ・ガンケという鯨に言及
140	27/02	・鯨の浜上に関する件及鯨の質疑 ・本邦近海臘朧獸来游の景況 ・外國の侵獵を防ぐの方法 ・關西聯合水産共進會集談會ニ於テ	・茨城・岩手の捕獲習慣 ・オットセイ猟情報 ・幹事長村田保の演説 ・外国密猟船情報 ・片岡侍従, 密猟現場を目撃 ・函館野田税関長による外国猟船情報 ・横浜の「ラッヘン会社」=ラッコ猟 ・アイヌによるオットセイ猟
141	27/03	・噴火湾内の臘朧獸獵 ・臘朧獸の孕兒 ・臘虎の保護 ・伊呂波分類水産参考書要覽 ・日本鯨獵株式會社株式募集廣告	・ラッコ保護条約 ・水産関係のビブリオグラフィ ・平松與一郎による捕鯨会社
142	27/04	・海獸獵に関する英米露三國交渉の顛末 ・最小の海獸獵船 ・米國下院に於ける臘虎保護案 ・遠洋漁業着手ノ方法及其方面 ・海獸獵に関する英米露三國交渉の顛末 (承前) ・小笠原島寄港の外國獵船	・ベーリング海のオットセイ条約 ・16 トンの米国船シャイフィン号, 横浜へ ・捕鯨を含む遠洋漁業の薦め ・船名リスト, 日本人乗組員数

- ・ 山口縣漁民の露國出稼
- ・ 露國出稼漁業の爲替開始
- ・ 龜頭悌二郎氏逝く
- ・ 露國沿海洲漁業假規則
- ・ 新刊圖書 臘虎臘朧獸調查報告
- 143 27/05
- ・ 開會の趣旨及水産上ノ急務
- ・ 遠洋漁業
- ・ 水産上ノ政策ニ就テ
- ・ 國際公法上に於ケル漁業
- ・ 漁業法制定ノ必要
- ・ 臘朧獸獵
- ・ 臘朧獸に關する條約
- ・ 外國密獵船の情況
- ・ 龍涎香の話
- ・ 臘虎臘朧獸調查報告
- 144 27/06
- ・ 實業ノ獎勵
- ・ 關澤氏の捕鯨業
- ・ 臘朧獸獵
- ・ 電氣捕鯨器の試験
- ・ 長崎縣下の捕鯨頭數
- 145 27/07
- ・ 義金醜収入特別廣告
- ・ 臘朧獸獵場探驗の概況
- ・ 海獸獵法改正意見
- ・ 外國船の増加
- ・ 鯨への言及なし
- ・ 鯨への言及なし
- ・ 元バンクーバー領事。海獸獵企画
- ・ 外國密獵船問題
- ・ 榎本武揚による捕鯨を含む遠洋漁業獎勵論文
- ・ アメリカ船ヘンリー・デンニス号難破後の調査。詳細なオットセイ獵船の記録。「木野五郎」という日本人乗組員に言及
- ・ *London Times* による日本近海のオットセイ獵情報
- ・ バンクーバー船籍「カブアチン」号乗組員が採取
- ・ 書籍廣告
- ・ ラッコ獵と捕鯨の薦め
- ・ 金華山沖のマッコウ捕鯨と大島でのツチ捕鯨報告
- ・ 帝國水産による金華山沖の獵。銃手として「小笠原婦化人」および北海道「土人」を雇用
- ・ 長崎県人高橋元義開発になる捕鯨用具を東京芝浦田中製作所で製作。効力は未解明
- ・ M 26/11 から M 27/05 まで
- ・ 關澤、軍需用鯨肉罐詰を調製
- ・ 144 号掲載の帝國水産によるオットセイ獵報告。銃手 5 名は「小笠原婦化人」(名前あり)。外國船名あり
- ・ M 27/03～27/07 函館寄港船名リス

- ト
- ・巨大水族購買廣告
 - ・海國之急務
 - 146 27/08 ・岩手縣下ニ於テ

 - ・豚皮製革法の質問
 - ・應答
 - ・水産物輸出の概況
 - ・巨大水族購買廣告
 - ・巨大水族購買廣告
 - 149 27/11 ・金華山沖抹香鯨獵試験の實況

 - ・巨大水族購買廣告
 - 150 27/12 ・漁業の權利に就テ
 - ・臘肭獸獵調査報告

 - ・第四回水産調査委員會
 - ・密獵船の報告
 - ・日本鯨獵株式会社の漁業試験
 - 151 28/01 ・二十七年度の水産事業

 - ・英領加奈太の臘肭獸獵
 - ・巨大水族購買廣告
 - ・日本水産動物圖
 - 152 28/02 ・千島各島海獸の狀況

 - ・臘虎臘肭獸捕獲法案と提出の理由
 - ・和田岬水族部
 - ・北海道臘肭獸獵に関する意見
 - ・紀伊水産會

 - ・和田岬和樂園による鯨類標本募集
 - ・書籍廣告
 - ・幹事長村田保による演説。ラッコ獵、オットセイ獵情報。水産調査所設立について

 - ・魚油情報
 - ・和田岬和樂園の鯨類標本募集廣告
 - ・和田岬和樂園の鯨類標本募集廣告
 - ・關澤所有の長壽丸に乗組んだ高橋新太郎の報告。

 - ・漁業の國際法および國際關係論
 - ・帝國水産（第一千島丸、農商務省技手、金田歸逸）による報告。外國船日本人乗組員情報
 - ・ビクトリアのオットセイ獵船アライト号報告
 - ・日本海での捕鯨調査（廣徳丸）。高橋新太郎乗組み
 - ・オットセイ、ラッコ、鯨の捕獲調査。オットセイ獵では銃手として「小笠原婦化人」
 - ・ヴィクトリア税関長ミルン報告。航海日誌より編纂
 - ・和田岬和樂園
 - ・予約出版廣告
 - ・帝國水産によるオットセイ調査報告。銃手3名は「小笠原婦化人」。米國船情報
 - ・M 17年該獵禁止とM 19年の保護法改定案とその理由
 - ・アラスカをベースにする北海道海域の調査
 - ・東牟婁郡での総会予告。鯨への言

- | | | | |
|-----|-------|---------------------------|---|
| | | ・紀州沖抹香鯨 | 及なし |
| | | ・水産彙報 | ・太地の寒抹香あるいは彼岸抹香。マッコウ船に言及 |
| | | ・白令海漁業事件 | ・高知県捕鯨業報告 |
| 153 | 28/03 | ・外国獵船取締方の質問及答辯 | ・ベーリング海でのオットセイ紛争 |
| | | | ・密獵船のルート。バンクーバー、ビクトリア、サンフランシスコ→小笠原→横浜→犬吠・金華山→襟裳岬・千島 |
| | | ・水産彙報・長須鯨 | ・津呂捕鯨会社捕獲報告 |
| | | ・水産彙報・死鯨発見 | |
| | | ・水産彙報・英國領事密獵船の購賣 | |
| | | ・小笠原島探検 | |
| | | ・水産彙報・朝鮮海の捕鯨業 | ・釜山水産会社。關澤の捕鯨船 |
| 154 | 28/04 | ・我沿海の民戦争後の覺悟 | ・外国密獵船，帝国水産に言及 |
| | | ・金華山沖の島 | |
| | | ・村田幹事長の山口縣巡回日記 | ・川尻捕鯨情報 |
| | | ・浮津捕鯨會社の捕獲高 | ・浮津は津呂に訂正(156号 p 141)。M 28/2 までは豊漁。種類別の捕獲頭数 |
| | | | ・抹香鯨の項目あり |
| 156 | 28/06 | ・寄附物品并金圓 | ・津呂捕鯨會社の比較高 |
| | | ・水産彙報 | |
| | | ・露領沿界州海瀕漁業假規則 | |
| 157 | 28/07 | ・桑港捕鯨統計 | ・船名と捕獲高表 |
| 158 | 28/08 | ・臙膈獵の發達と獵船具規定の關係 | ・岩手県佐藤芳五郎のオットセイ獵 |
| 159 | 28/09 | ・日本捕鯨彙考 | ・書籍広告 |
| | | ・臘虎臙膈獸調査報告 | ・書籍広告 |
| 160 | 28/10 | ・占守探検談 | ・千島極北の占守島情報。海獸情報 |
| | | ・臙膈毛皮貯蔵法 | |
| | | ・臙膈獸の利用 | ・外報。タイトルなし |
| | | ・ベーリング海臙膈獸禁獵期は…… | |
| | | ・新著島の海豹獵は…… | ・外報。タイトルなし |
| | | ・北米合衆国の漁船に乘組み居れる外國人の割合は…… | ・外報。タイトルなし。ノルウエー人，ポルトガル人に言及 |
| | | ・米國の捕鯨事業は大西洋岸より漸く太平洋に…… | ・外報。タイトルなし。サンフランシスコ港情報 |
| | | ・太平洋諸港より出帆したる捕 | ・外報。タイトルなし。353 頭捕獲 |

- 鯨艦隊は……
- ・ 此程捕鯨船及臘虎船の北極より歸りたるもの……
 - ・ 布哇の沿岸に於ける鯨は大に減して……
 - ・ 米國「セントローレンス」灣の臘肭獸獵は……
 - ・ 近着の米國諸新聞の報する處に據れは……
 - ・ 新著島に於ける本年の臘肭獸捕獲見積高は……
 - ・ 日本捕鯨彙考
 - ・ 臘虎臘肭獸調査報告
 - ・ 抹香捕鯨獵向來の見込
- 161 28/11
- ・ 電氣捕鯨機
 - ・ 諾威及瑞典の水産概況
 - ・ 鯨鬚漸く欠乏す
 - ・ 日本捕鯨彙考
 - ・ 臘虎臘肭獸調査報
- 162 28/12
- ・ 支那水産の沿革
 - ・ 儒艮の漁場
- 163 29/01
- ・ 明治二十八年度の水産事業
 - ・ 臘虎臘肭獸獵に關する布令
 - ・ 明治二十八年度水産調所事業報告
 - ・ カマイルカ壹頭
- 164 29/02
- ・ 魯領薩哈運島の漁業の實況
 - ・ 魚油の精製
 - ・ 左の各項詳細御教示を乞う
 - ・ 明治廿八年度地方水産業の概況（承前）
 - ・ 釜山水産會社魚類輸出入通關取扱規則
 - ・ 獨乙萬國航海并漁業博覽會
- ・ 外報。タイトルなし。大量の死魚目撃
 - ・ 外報。タイトルなし。ハワイの鯨減少
 - ・ 外報。タイトルなし
 - ・ 外報。タイトルなし。南北戦争当時「岩石作戦」で沈んだ「モンテズマ」号の銛を、1890年、ベーリング海で鯨の体内より発見
 - ・ 書籍広告
 - ・ 書籍広告
 - ・ 水産調査所の委託を受けた關澤の捕鯨調査。長壽丸。金華山沖合いにて
 - ・ 水産に関する特許
 - ・ ノルウエーの鯨製品に言及
 - ・ 鯨鬚の重要性
 - ・ 書籍広告
 - ・ 書籍広告
 - ・ 中国における捕鯨の試み
 - ・ 西表島、石垣島のジュゴン漁情報
 - ・ 免許制となった海獸獵の概況
 - ・ 免許制
 - ・ 近刊書広告。捕鯨，オットセイ猟情報
 - ・ アニワ湾における捕鯨計画
 - ・ イルカ全般に關する質問
 - ・ 捕鯨への直接言及なし
 - ・ 捕鯨器具器械の展示・予告。おそらくノルウエー式の器具展示

- 165 29/03
- ・第十四回大集並水産傳習所卒業證授與式記事
 - ・太平洋海獸獵業概況
 - ・日本捕鯨彙考
 - ・臘虎臘朧獸調查報告
- 166 29/04
- ・開會の旨趣
 - ・臺灣澎湖列水産の概説
 - ・平戸水産改良報告
 - ・水産業保護に関する建議按の可決
 - ・密獵船取締に関する質問の答辯
 - ・軍艦武蔵の密獵船取締
 - ・内國臘朧獸獵船
 - ・朝鮮に於ける我漁民の遭難
 - ・白令海問題に関する仲裁裁判
 - ・捕鯨志
 - ・魚がし日報
 - ・日本捕鯨彙考
- 167 29/05
- ・臘朧獸獵の現況
 - ・魚油の精製(承前)
 - ・第二回水産博覽會事務局告示第二號
- ・在バンクーバー領事報告。官報3783号より。バンクーバー漁船の詳細情報。日本人乗組員詳細情報
 - ・書籍広告
 - ・書籍広告
 - ・村田保の14回大集会演説。外国獵船情報
 - ・イルカ、鯨への短い言及
 - ・平戸捕鯨に言及。五島有川捕鯨会社川原又蔵、生月で捕鯨に着手
 - ・貴族院で可決された建議案の提出者村田保による演説記録
 - ・密獵船をめぐる質疑応答
 - ・山田花巻港など開港場以外での停泊船取締
 - ・免許制施行後のオットセイ船数。帝国水産(4)、辻快三(2)、水上助三郎(岩手)(1)、小松駒二郎(岩手)(1)、青木孝(東京)(1)
 - ・漁民24名が慶尚道寧海で襲撃され15名死亡
 - ・書籍広告。西洋捕鯨に関する著作。ノルウエー式捕鯨を正確に紹介
 - ・水産新聞広告
 - ・書籍広告
 - ・オットセイ獵に携わる伊藤一隆の演説。帝国水産のオットセイ獵詳細情報。アメリカでたたき上げた銃手清水庄吉。帝国水産は外国人船長を雇う

- 168 29/07

 - ・ 外國捕鯨業の近況
 - ・ 捕鯨志
 - ・ 日本捕鯨彙考
 - ・ 臘虎臘腦獸調査報告
- 170 29/08

 - ・ 郡司大尉の消息
 - ・ 北太平洋臘腦獸獵近況
- 171 29/09

 - ・ 加拿陀に於ける臘腦獸皮の現況
 - ・ 捕鯨志
 - ・ 英領哥倫比亞州フレーザル河鮭魚不漁並本邦出稼労働者報告
- 172 29/10

 - ・ 捕鯨志
 - ・ 臘腦獸並に其獵法に就て
 - ・ 明治廿八年水産物外國貿易
 - ・ 臘腦獸獵の真相
 - ・ 露國人の臘腦獸獵意見
- 173 29/11

 - ・ 捕鯨志
 - ・ 海獸獵に就て
 - ・ 電氣捕鯨
 - ・ 加拿陀に於ける魚油景況
- 174 29/12

 - ・ 長崎縣下捕鯨頭數
- 175 30/01

 - ・ 捕鯨志
 - ・ 明治二十九年度の水産事業
 - ・ 巨頭鯨の大漁
 - ・ 關澤明清氏逝
 - ・ 薩哈蓮島漁業景況
- 176 30/02

 - ・ 西比利亞沿海州漁業の概況
 - ・ 生月と植松の捕鯨
- ・ アメリカ、イギリス捕鯨情報。ノルウェー情報はなし
 - ・ 書籍広告
 - ・ 書籍広告
 - ・ 書籍報告
 - ・ 千島移住のため函館を解纜
 - ・ オットセイ獵詳細情報。ヴィクトリア市「マーヴィン商會」の横浜駐在員、ジェー、ジー、コックス
 - ・ 書籍広告
 - ・ 官報 3964 号
 - ・ 書籍広告
 - ・ 北太平洋オットセイ獵概要。横浜のオットセイ獵船に言及
 - ・ 大蔵省発行『明治廿八年水産物外國貿易』の一部
 - ・ 英国「ザーチ、ライト」(ママ)掲載の論文。
 - ・ 在ピーターズバーグ米国領事ジョン、カーレル報告
 - ・ 書籍広告
 - ・ アメリカアザラシ獵船情報
 - ・ アメリカで開発中の電氣捕鯨法
 - ・ 平戸・五島における M 29 年度上半期捕鯨頭數
 - ・ 書籍広告
 - ・ 海獸獵免許を持つ業者
 - ・ 茨城県平磯町 Gondoukuzira 座礁
 - ・ 1 月 9 日千葉県館山町で死去
 - ・ ロシア人セミヨーノフ、デンビーに言及。捕鯨への直接言はなし
 - ・ 生月は本年度 7 頭、平戸植松銃殺捕鯨組 1 頭

- ・ 關澤明清君の葬儀
- ・ 哥倫比亞州海獸獵業者組合組織
- ・ 魚油概況
- 177 30/03 明治二十九年度地方水産業の状況
- ・ 關澤君の傳
- ・ 桑港水産物景況
- ・ 六ヶ年間の膾炙獸獵獲數
- 178 30/04 従五位勲四等關澤明清君之肖像
- ・ 明治二十九年地方水産業も状況
- ・ 關澤明清君の傳(承前)
- ・ 遠洋漁業獎勵法の公布
- ・ 遠洋漁業法按の討議
- ・ 横浜寄港外國獵船調
- 179 30/05 明治廿九度地方水産の状況
- ・ 統計・米國海産類外國貿易
- ・ 明治二十九年中水産製品輸出港別表
- ・ 關澤明清君の傳(承前)
- ・ 東牟婁郡水産品評會
- ・ 朝鮮沿海露國汽船捕鯨概況
- 180 30/06 明治二十九年地方水産の概況(承前)
- ・ 官報 4081 号より
- ・ 長崎にロシア捕鯨船来港。長崎を根拠地に日本海方面へ出漁。鯨肉を輸入(6万斤)
- ・ 捕鯨産業情報。サンフランシスコにおける国別水夫, 邦人(8)
- ・ 合衆国など
- ・ 關澤の肖像画
- ・ 捕鯨計画について
- ・ 捕鯨を含む遠洋漁業奨励。ただし捕鯨への直接言及はなし
- ・ 捕鯨を含む海獸獵奨励法案の提案理由説明と討議記録
- ・ 横浜税関による
- ・ 和歌山県太地, 紀伊水産会の技術者を招き, ゴンドウクジラの罐詰製造
- ・ ノルウエーの魚油貿易高大
- ・ 鯨製品は横浜, 長崎, 神戸
- ・ 農商務省からの委託で抹香捕鯨試験。釜山水産會社, 仙台海獸獵會社等を指導
- ・ 太地町での水産品評會。鯨への言及はなし
- ・ 官報 4132 号より。咸鏡道, 江原道でのロシア捕鯨(汽船 2 隻, ニコライ号, ゲオルギー号)。捕鯨先進国としてのノルウエーに言及。捕鯨装備をノルウエーから長崎まで回航させる費用概算

- 181 30/07
 - ・英領哥倫比亞州臘納皮商況
 - ・遠洋漁業實施の方法
 - ・遠洋漁業船舶機装規定並遠洋漁業奨励法施行細則
 - ・長崎捕鯨數
 - 182 30/08
 - ・米國附近の臘納獸の景況
 - ・千八百九十八年諾威國萬國博覽會に關する規定
 - ・遠洋捕鯨
 - ・臘納獸保護の由来
 - ・臘納獸保護に對する意見
 - ・臘納獸烙印の評言
 - ・海獸保護の方法
 - ・英國の海獸保護の方針＝英國の反對
 - ・英國の海獸獵同盟不賛成
 - 183 30/09
 - ・臘納獸保護問題評議會委員
 - ・長崎縣水産物漁獲高
 - ・明治二十九年水産物輸出の概況・魚油
 - ・諾威萬國漁業博覽會出品指定
 - 185 30/11
 - ・小笠原水産沿革
 - 186 30/12
 - ・臘納獸保護問題評議會委員の歸朝
- ・官報 4177 より。オットセイ取扱い商社名あり
 - ・大水による「遠洋漁業奨励法」解釈および遠洋漁業操業方と収支試算。捕鯨，オットセイ猟をふくむ
 - ・捕鯨は，銃殺法，投鈎法，鯨網法を予定
 - ・M 29 年度下半期
 - ・オットセイ情報
 - ・長崎の橋本九平，亀川多一郎による「遠洋砲殺捕鯨組合」記事。ノルウエー人砲手エー，ワルゼーを雇用。初めてノルウエー式捕鯨に言及
 - ・ベーリング海域問題
 - ・ロンドンタイムズ記事
 - ・ベーリング海域アザラシ保護策
 - ・米国による規制
 - ・続けて「不賛成の理由」，「英國に對する米國の憤怒」と一連の記事
 - ・アメリカがオットセイ保護會議に藤田四郎（農商務省農務局長）と箕作佳吾（農学博士）を招聘
 - ・鯨，イルカの項あり
 - ・ノルウエー情報あり
 - ・鯨製品あり
 - ・仲濱万次郎捕鯨組織（フランス人レズワ，米人シメス 2 名が射手。伊豆紀野吉郎兵衛による捕鯨（米人エムヂョイー射手）。その他，米人名あり
 - ・藤田四郎，箕作佳吾の帰朝

参考文献

- 外務省通商局 1894『朝鮮近海漁業視察概況』
- 角 利助 1903『臘肭獸獵組織改良方策』三重遠洋漁業株式會社
- 關澤明清 1893『朝鮮近海漁業ニ関スル演說』
- 關澤明清, 竹中邦香 1893『朝鮮通漁事情』團々社書店
- 大日本水産會 1882~1893『大日本水産會報(告)』第1~138号
- 大日本水産會 1895『明治二十七年度水産調査所事業報告』
- 大日本水産會 1896『捕鯨誌』
- 高瀬寅昌 1895『海獸獵業方策』
- 東洋捕鯨株式會社編 1910『本邦の諾威式捕鯨誌』東洋捕鯨株式會社
- 鳥巢京一 1993『西海捕鯨業の研究』九州大学出版会
- 農商務省水産調査所 1894『臘肭獸獵調査報告』
- 農商務省水産調査所 1895『明治二十八年度水産調査所事業報告』
- 美島龍夫 1899『捕鯨新論』高山房出版
- 森田勝昭 1994『鯨と捕鯨の文化史』名古屋大学出版会。
- Birmie, Patricia 1979 *International Regulation of Whaling: From Conservation of Whaling to Conservation of Whales and Regulation of Whale Watching*. Vol. 1. New York. Oceana Publications, INC.
- Jordan, David Starr 1898 *The Fur Seals and Fur-Seal Islands of the North Pacific Ocean*. Washington. Government Printing Office.
- Tønnessen, J. N. & A. O. Johnsen 1982 *The History of Modern Whaling*. Berkeley. University of California Press.